

大会宣言文 (案)

本連合会は肢体不自由の子供を抱える保護者が、互いに手を携え、我が子が学ぶ肢体不自由特別支援学校の教育が、より良いものになって欲しいとの共通の願いを胸に、その輪を大きくしながら今日に至っています。全国各地域を開催地に、約60年に及ぶ歴史を積み上げてきた本大会は、大会参加者の保護者同士が直につながり、絆を確かめ合う場であります。そして日々積極的に取り組んできたPTA活動が、子ども達の幸福な未来の実現を願う、いつの時代も変わらない保護者の思いであることを再確認する大切な時間なのです。

時代と共に変わりゆく社会の中で、その時々課題と向き合い、学び、考え、活動に繋げる。今の私たちの活動もまた、未来の子ども達へ繋がる願いなのです。

平成26年に我が国は、「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。学校教育においては、インクルーシブ教育システムの構築という、条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方の基本的な方向性として、中央教育審議会初等中等教育分科会は、平成24年7月に、「共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」をとりまとめています。

平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。障害者差別については、社会環境の整備とともに国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられています。内閣府を中心とした全行政機関が各種啓発に一層の取り組みと、国民各層に理解を促進してほしいと切に願います。これにより、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムがさらに推進されていくものと確信しています。

本年、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、8月22日・23日の2日間、奈良県において、第62回PTA・校長会合同研究大会『奈良大会』を開催し、「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか ～えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代～」を主題に研究協議を重ねました。

本年は改元後、第一回目となる記念すべき令和元年度大会となりました。昭和から平成へと連綿と受け継ぎ、大会を通じて培った全国の会員の連帯感(=みんなの輪)を再確認し、令和元年から始まる新たな時代の幕開けです。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催は、社会にある様々なバリアに気づかせ、国籍、年齢、性別、障害の有無等、あらゆる違いを超えて共生していく社会づくりの大きな契機となるものです。令和元年が時代の後押しを受けて、ともに手を携えて支え合い、よりよい環境づくりと、笑顔広がる未来の実現に向けたスタート元年としていきたいという強い思いが大会参加者全員のものになりました。

本研究大会において、共通理解に至った以下の重点事項を挙げ、関係機関が一致協力し、すべての子どもたちの幸福な未来を実現していくことを願い、ここに宣言いたします。

- 一、乳幼児期から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力しながら、子どもたち一人一人のライフステージごとのニーズを踏まえた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を通して、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実を求めています。

- 一、特別支援学校で作成される「個別の教育支援計画」を活用すると共に、福祉等の関係機関との連携に努め、子どもたちの自立と社会参加のために、地域への橋渡しや卒業後への移行支援が充実するように求めています。
- 一、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を増やし、居住地での小・中学校との交流及び共同学習を推進し、地域生活の基盤づくりを進めています。特に、居住地の小・中学校との交流及び共同学習の一層の推進を求めています。
- 一、医療的ケアを安全に実施するため看護師の適切な配置を進めるとともに、看護職以外の教職員が一定の条件の下でたんの吸引等が実施できる制度の活用を図り、子ども達の教育を支えるため医療的ケアの更なる充実を求めています。
- 一、障害のある子どもが等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保を求めています。
- 一、特別支援学校は、その専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能の充実を求めています。
- 一、特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校等の教職員の専門性の向上を図ります。このため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携を推進します。また、OT・PT・ST等の外部専門職との連携を求めています。
- 一、肢体不自由児や医療的ケアの必要な障害児・者が利用できる、短期入所、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や通園、通所施設の整備を進め、地域で安心して生活ができるよう、事業の拡充を求めています。
- 一、障害児を育てる家族の為に「家庭支援」「兄弟姉妹支援」の制度の充実を求めています。
- 一、卒業後の自立や社会参加に向けて、自立支援協議会の活用を図りつつ、相談支援事業を拡充し、就業や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場の確保を求めています。また、労働関係各機関等と連携を図り、生徒の就業促進を働きかけていきます。
- 一、公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の整備が進むよう働きかけていきます。
- 一、自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの策定をはじめとして、地域社会において障害のある子どもがいついかなる時も安心して、安全な生活ができるよう必要な施策の実現を働きかけていきます。